（特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十六の二　令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき事項
イ～ニ　（略）	（略）
ホ　事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)～(8)　（略）	変更の都度
ヘ～チ　（略）	（略）
リ　直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。） (1)～(3)　（略） (4)　令第七条第十号の二に掲げる施設　第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5)～(9)　（略）	一年に一回以上
ヌ～カ　（略）	（略）

三～八　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準）

第十条の十七　法第十四条の四第十項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ　施設に係る基準

(1)～(5)　（略）

(6)　廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(7)～(12)　（略）

ロ　（略）

二　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十六の二　令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき事項
イ～ニ　（略）	（略）
ホ　事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)～(8)　（略）	変更の都度
ヘ～チ　（略）	（略）
リ　直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。） (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(8)　（略）	一年に一回以上
ヌ～カ　（略）	（略）

三～八　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準）

第十条の十七　法第十四条の四第十項第一号（法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ　施設に係る基準

(1)～(5)　（略）

（新設）

(6)～(11)　（略）

ロ　（略）

二　（略）